

議 事 録

令和8年度四万十町農業委員会6月総会

日 時 令和8年6月25日（木）午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第5号 会期の決定について
- 第2 指定第6号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第4 報告第8号 非農地証明事務処理報告について
- 第5 議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第6 議案第9号 四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 第7 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 5. 佐竹 孝太 | 6. 下元 誠一郎 |
| 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 | 12. 竹村 加壽子 |
| 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 | 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 |
| 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 |
| 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 | 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 |
| 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 | 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 |
| 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 | 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 |
| 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 | | | |

〔欠席委員〕

1. 山部 洋平 11. 小野川 隆彦

〔事務局〕

小嶋 二夫 ・ 中平 英徳 ・ 森光 愛 ・ 田村 亮 ・ 槇尾 拓生 ・ 山川 美恵

会長 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、またお足元の悪い中、参加していただき誠にありがとうございます。ここ最近、雨の日が続いております。また、台風が近づいております。7号、8号と2つの台風がこちらを向いております。大きな被害はないかと思いますが、前回の6号のこともございますので、十分注意したいと思います。

 その6号なんですが、調べてみますと意外と被害がございまして、今回被害の報告をしてもらう事になりました。各地域の代表の皆さんにお願いをしております。時間の方もだいぶ経っておりますので、全てを把握することはできませんが分かる範囲内で会の後半に報告をお願いします。

 昨日、高知市におきまして上期農業委員会会長、事務局長会議がありまして、その席で以前皆さんにお願いをした農業新聞の全員購読が今回表彰をいただきました。ご協力ありがとうございました。今回、四万十町と越知町が表彰されましたので報告します。それと7月3、4日で岡山県吉備中央町に視察に行きます。今回、農業委員、推進委員合わせて17名、事務局が3名の合計20名で視察に行くようになっておりますので行かれる方は質問等を含めてお願い致します。台風も来ております、今朝は青森で震度6強の地震があったということで、しっかり備えていただきたいと思います。

議長 ただ今から、令和8年度四万十町農業委員会6月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号27番廣田智之委員にお願いします。それではご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後でございます。

27 番 ～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員 ～ 朗読 ～

議長 本日の会議に、1番山部洋平委員、11番小野川隆彦委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員20名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは議事に移ります。

 日程第1、指定第5号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和8年度四万十町農業委員会6月総会の会期は、令和8年6月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 次に、日程第2、指定第6号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に16番宮脇眞弓委員と37番佐々木通委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて日程第3、報告第7号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第7号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。議案書は3ページからです。件数につきましては窪川地域2件、西部地域1件、計3件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、興津字上木戸895番1、地目、田、面積1,122㎡です。届出日、令和8年5月19日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号2番、土地の所在地、黒石字椿1635番、地目、田、面積、1,358㎡、外10筆あり、合計11筆、面積、計12,087㎡です。届出日 令和8年6月3日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

続いて、西部地域です。

番号3について説明します。土地の所在地、十川字ウルシザコ388番、地目、田、面積、625㎡。外14筆あり、計15筆、面積が計7,772㎡です。届出日、令和8年5月21日、届出事由、相続、あっせん希望については、1253番のみ希望するとなっております。説明は以上です。

議長 報告第7号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第7号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第8号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第8号「非農地証明事務処理報告について」四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項、及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行しましたので、ご報告いたします。議案書5ページをご覧ください。今月は窪川地域から5件、西部地域から1件となっております。

番号1番、添付資料は1ページから2ページです。東大奈路字丸山516番49、地目畑、面積は231㎡です。申請地は、20年以上前から耕作されておらず、現在は山林となっています。令和8年5月21日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発

行しております。

番号2番、添付資料は3ページから5ページです。仁井田字イサイ川588番1、地目田、外5筆あり、合計6筆、面積は2,579㎡です。申請地は、26年前から耕作されておらず、現在は山林となっています。令和8年5月15日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号3番、添付資料は6ページから7ページです。茂串町265番4、地目畑、面積は132㎡です。申請地は、60年以上前から宅地として利用されており、現在に至っております。令和8年5月21日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のエ、人為的に転用して既に20年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号4番、添付資料は8ページから9ページです。金上野字徳庵42番4、地目田、面積は3.35㎡です。申請地は、50年以上前から宅地への通路として利用されており、現在に至っております。令和8年6月5日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のエ、人為的に転用して既に20年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号5番、添付資料は10ページから11ページです。本堂字寺ヶ谷294番1、地目畑、面積は954㎡です。申請地は、20年以上前から耕作されておらず、現在に至っております。令和8年6月5日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。窪川地域からは以上です。

続いて、西部地域です。

番号6、添付資料は12ページから14ページです。土地の所在地、津賀字エノキ田58番1、地目、田、面積356㎡です。外6筆あり計7筆。面積は、計1,272㎡です。申請地58番1から58番6は、30年以上前から不耕作で、現在は原野となっている。133番6も同じく30年以上前から不耕作で、現在は資材置き場として利用されております。令和8年6月8日担当委員と現地確認を行い、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領「第4証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明を発行しております。報告は以上です。

議長 報告第8号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告第8号は終わります。

議長 続いて、日程第5、議案第8号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明します。件数につきましては西部地域の4件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。議案書は7ページから、添付資料は15ページからです。

番号1、土地の所在地、江師字丸田851番、地目田、面積584㎡。外2筆あり計3筆面積は計1,415㎡です。権利事由は、使用貸借権の設定になります。貸出理由は、本人希望、借受理由は、相手方の要望です。期間はR8.8.1からR13.7.31の5年間。

申請地では、水稻を耕作する計画です。こちらは以前より利用権設定の貸借がされていました。

番号 2、土地の所在地、津賀字上ミヤシキ 91 番、地目田、面積 227 m²。外 5 筆あり計 6 筆面積は計 3,772.37 m²です。権利事由は、使用貸借権の設定になります。貸出理由は、本人希望、借受理由は、相手方の要望です。期間は R8. 7. 1 から R23. 6.30 の 15 年間。申請地では、栗を耕作する計画です。

番号 3、土地の所在地、小野字中瀬ノ上 1550 番、地目田、面積 680 m²。外 2 筆あり計 3 筆。面積は計 3,072 m²です。権利事由は、使用貸借権の設定になります。貸出理由は、相手方の要望、借受理由は、本人希望です。期間は R8. 7. 1 から R13. 6.30 の 5 年間、申請地では、生姜を耕作する計画です。

番号 4、土地の所在地、小野字中瀬ノ上 648 番 1、地目畑、面積 945 m²のうち 500 m²です。権利事由は、使用貸借権の設定になります。貸出理由は、相手方の要望、借受理由は、本人希望です。期間は R8. 7. 1 から R13. 6.30 の 5 年間。申請地では、生姜を耕作する計画です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第 8 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、17 番西川香代美委員。

17 番 番号 1 番について、補足説明します。本日午前中に貸出人に、18 日に借受人の息子さんから確認しました。実質の作業等については借受人の息子さんがされるということで、息子さんより確認しました。現状は田であることを確認しました。借受人は農地を有効的に利用しています。借受人は年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。この農地の周辺は借受人の土地の隣接地と他に借受して耕作している土地の近くのため、特に問題ないと思います。借受人の息子さんは、地域の担い手で以前から耕作していて継続のため特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 2 番について。担当委員がお休みですので、12 番竹村加壽子委員。

12 番 小野川隆彦委員に代わって補足説明をします。28 日に二人とも遠くにいるので電話で確認しました。借受人は不定期ではありますが度々こちらに来ているのですが会えませんでした。現況は田と畑です。何年も耕作放棄している農地で荒れ放題でした。借受人は栗を植えるということで草刈りを始めています。必要な日数は確保しています。貸出人は他県にいるため度々帰って来られないので、隣近所から草刈りをしてくれと言われ心を悩ましておりましたので借りてくれる人が居てありがたいとのことです。両者の使用貸借権が一致したということで問題ないと思います。

議長 続きまして、番号 3 番 4 番について。13 番武内道則委員。

13 番

21 日に現地の確認に行きました。現況は田でありますが既に生姜が植わっております。晴れ間が出れば藁を蒔くぐらいにはなっております。土羽等きれいに刈り込んでいて周辺農地に迷惑をかけていないことを確認しています。借受人は、アルバイトを含め 13 年窪川地域で生姜の大きい会社で正社員として勤めておりました。生姜作りはベテランの域に入っている方ですが、昨年末退職しまして地元で個人で生姜栽培を始めるように、家族と話し合って親も手伝うということでやる気になっておる方です。

今回の 3 つの田は、貸出人の父親が他界して相続したんですが、県職で町外で仕事をしている方で、荒れ放題で草を 1 回くらい刈るかなあという農地です。僕も色々あっせんしていたのですが、3 つ目の 1,609 m²の田ですが、植栽面積は 1,000 m²で 6 畝の土羽がある草刈りが大変な田で皆さん敬遠してしまう、あと 2 つは用水の末端で水が中々来ないということで誰に聞いても敬遠される田でありました。この方が生姜を植えるので使っていない田んぼをあちこち声掛けていたところ、この方が快く使って下さいということで借りることができ、生姜を植えたということです。年齢も若いのでこれから先来年以降も面積をもっともっと増やしていきたいということで、田んぼも作りますし生姜もこれ以上増やしていきたいという心意気のある方でございます。僕も色々と協力させてもらって頑張ってやっていただければと思います。何ら問題ないと思います。

4 番は、その方が農地を探しているのを聞きつけてこの方がうちの畑もかまなかったら使いやと声を掛け、お借りしますと一部ですが生姜を植えています。来年以降、借りれる所があれば借りたいとのことです。認定農業者ではありませんが、農業を始めたので認定農業者等の申請もせないかねという話もしていました。真面目な子ですし、生姜作りはベテランの域に入っている方ですので何ら問題ないと思います。

議長

議案第 8 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。よって、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 6、議案第 9 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。議案第 9 号、番号 14 番は、私が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号 1 番から 13 番の審議、採決を行い、その後、私が退席し番号 14 番の審議、採決を行います。それでは、事務

局の説明を求めます。

事務局

議案第9号「四万十町農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」について説明します。議案書は9ページです。添付資料は20ページからご覧ください。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第3項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。件数につきましては窪川地域14件です。権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、向川字クボタ387番、地目、田、面積、2,751㎡、外2筆あり、合計3筆、面積、計8,426㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号2番、土地の所在地、向川字クボタ388番、地目、田、面積、2,852㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計6,847㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号3番と番号4は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

土地の所在地、窪川字大切1505番、地目、田、面積、844㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計5,740㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号5番、土地の所在地、根々崎字杉ノダン32番1、地目、田、面積、979㎡、外2筆あり、合計3筆、面積、計1,447㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号6番、土地の所在地、大井野字桜木ノ元839番、地目、田、面積、3,144㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計6,252㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号7番と番号8番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

土地の所在地、市生原字長ガ田904番、地目、田、面積、602㎡、外9筆あり、合計10筆、面積、計13,400㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年8月1日から令和11年7月31日の3年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号9番、土地の所在地、平野字岩ヶ谷口164番1、地目、田、面積、1,739㎡、外6筆あり、合計7筆、面積、計5,787㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号10番から番号13番までは受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

土地の所在地、興津字岡ノ前 1008 番、地目、田、面積、991 m²、外 7 筆あり、合計 8 筆、面積、計 5,018 m²です。設定は新規になります。期間は令和 8 年 7 月 10 日から令和 11 年 7 月 9 日の 3 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。番号 1 番から 13 番までの説明は以上です。

議長 議案第 9 号、番号 1 番から 13 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番、2 番は私の案件ですので報告させていただきます。番号 1 番、2 番は貸出人が同じということで一緒に報告させていただきます。貸出人から確認を取りました。貸出人は県外におりますので、貸出人のお母さんに確認を取っております。農地の方も全て確認をしております。番号 1 番の借受人は、この地域のリーダー的な担い手でありまして、集落営農の代表もやられておった方です。

番号 2 番の借受人は、少し高齢ではありますがこの地域には農業者が少ないということで、本人は地域の守り手として自分が出来る限り頑張るとの事でした。今回は更新という事もあり内容も促進計画案のとおり特に問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号 3 番について。担当委員がお休みですので 2 番今井満隆委員。

2 番 山部洋平委員が欠席のため、代わりに補足説明をさせていただきます。6 月 19 日番号 3 番について貸出人、借受人から確認しました。貸出人には電話で確認し、借受人には自宅で会いました。借受人は 150 日以上農業に従事していることを確認しました。農地は既に田植えが終わっており、周辺農地に悪影響を与えないか確認しました。借受人は長年にわたり農業をされ経験豊富な地域の担い手です。更新でもあり内容も促進計画案のとおり問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号 4 番、5 番、6 番について。21 番岡村博品委員。

21 番 番号 4 番について、6 月 22 日に現地確認し借受人、貸出人の代理人から確認しました。貸出人は高齢で足が不自由なため、親族から確認しました。借受人はこの地区の圃場整備の完了時から貸出人から依頼されて耕作しています。地域の担い手でもあり、認定農業者ではありませんが、経験豊富な方です。更新でもあり、記載内容も確認し特に問題ないと判断します。

番号 5 番について、6 月 23 日に現地確認し借受人に記載内容等確認しました。借受人は以前借りていた方が病気療養のため耕作出来なくなり、その後を借り受けて耕作しております。借受人は以前は会社に勤めながら農業をしておりましたが、退職され農業に従事しております。認定農業者ではありませんが、これから地域になくてはならない担い手です。更新でもあり、促進計画案のとおり問題ないと判断します。

番号 6 番について、6 月 22 日に現地確認、23 日に借受人、貸出人に確認しました。借受人はこの地区で長年、稲作と雨よけの夏秋ピーマン等を栽培されている専業農家です。去年から雨よけハウスを後進に譲り、稲作を主に面積を広げている地域の担い手として活躍されている方です。記載内容等確認し、促進計画案のとおり問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号7番について。6番下元誠一郎委員。

6番 番号7番について説明いたします。6月24日に貸出人、借受人に電話にて確認を行いました。現地は田であることを確認しております。借受人は、株式会社化して大豆、生姜、WCS等栽培している大規模な認定農業者でもあり、150日以上 of 農作業に従事しております。周辺農地にも悪影響を与えないことも確認しております。更新でもあり、促進計画案のとおり問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号8番について。30番澤田憲男委員。

30番 番号8番について、借受人より6月19日に電話にて内容、現地について確認しました。農地は田と確認で、借受人は認定農業者であります。農作業は年間150日以上従事しており、促進計画案のとおり更新でもあり問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号9番について。9番山本道雄委員。

9番 番号9番について、借受人から確認しました。借受人は地域の担い手であります。促進計画案のとおり更新でもあり、特に問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号10番から13番まで。33番橋本健太郎委員。

議長 番号10番から13番まで借受人が同じなので一緒に説明します。借受人からは、24日に確認しました。現況は全て田で、来年の作付けから始めるそうです。

番号10番の貸出人とは連絡が付きませんでした。この田は前の耕作者から作らないと言われて耕作することとなったようです。

番号11番は、借受人の祖母の妹さんで特に問題ないようです。

番号12番は、貸出人の方が入院中ということで息子さんから確認しています。ここは、長年耕作されていなかった土地で現在は荒れていますが、来年に向けて管理していくようです。

番号13番は、以前借受人の祖父が耕作していて4、5年耕作していなかったみたいですが、現在までずっと荒らさないように管理していたみたいです。借受人は認定農業者認定の予定でもあり、地域の担い手でもあります。耕作する予定の田はきれいに管理されていてこれから周辺農地に悪影響を与えるようには見えませんでした。農作業従事日数は年間150日を超えており、議案の記載内容も間違いなく新規ですが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第9号、番号1番から13番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第9号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から13番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第9号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から13番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号14番の審議を行いますので、議長を宮脇眞弓会長職務代理に交代して私は退席します。

職務代理 よろしくお願ひします。では、14番の事務局の説明を求めます。

事務局 番号14番の説明をいたします。議案書は13ページ、添付資料は77ページからになります。

番号14番、土地の所在地、藤ノ川字新田1036番、地目、田、面積、3,461㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年7月10日から令和17年2月28日の8年8か月です。作物はWCSを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。番号14番の説明は以上です。

職務代理 議案第9号、番号14番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。31番武市敏男委員。

31番 番号14番について、6月22日に貸出人、借受人から確認しました。現状は田であることを確認しております。WCSを作付けされておりました。借受人は認定農業者でもあり、担い手組織の方です。年間150日以上農作業をはじめ、周辺農地の草刈りや水路、圃場整備を自らやっている組織です。地域を集約的に約34町と集めており、集積率も95%以上と地域を大きく守っています。内容も促進計画案のとおり特に問題ないと判断します。以上です。

職務代理 議案第9号、番号14番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第9号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号14番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

職務代理 挙手全員であります。よって議案第9号、「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号14番は原案のとおり可決されました。19番太田祥一委員の除斥をとき、入室をしていただきます。太田祥一委員、番号14番は原案のとおり可決されました。議長を交代します。

議長 続いて、日程第7、その他の件について議題とします。6月2、3日に台風6号が来ました。意外と調べてみましたら被害がありましたので、急きょでしたが各地区の委員さんに私が連絡を取りましてわかる範囲で報告していただけますかとお願いするので発表の方をお願いします。東又、志和、興津を代表して山本道雄委員。

9番 東又では、40a ぐらいの水稻の浸水、本堂地区ですけど。いつもはゴミとか土を置いていくのですが、今回は無かったということでほとんど被害はありません。志和については、40a ぐらいの生姜に浸水とか芽が折れるとか。水稻の方も擦れた葉があるとか、ニラのハウスも若干破れたと聞いています。興津については、東出さんから話をしてもらいます。

10番 興津地域については、6月2日の夜間に台風通過に合わせて突風被害が多発しました。被害内容ですが、ミョウガですけど作物被害は被覆破れからの倒伏が8割程度だったハウスが3棟で28a。この3棟は栽培を断念しています。被覆破れからの倒伏が4割のハウスが1棟で13a。皆さんが協力して急ピッチで復旧作業して栽培は継続しています。施設被害は、ハウス本体への被害は1棟12a がほぼ全壊で、天窓被害が5件程度で復旧しています。被覆資材への被害は29件で約3.3haのハウスで大小の被害がありました。翌日以降も悪天候で復旧作業は難航しましたが、地域内での皆さん協力しながら急ピッチで復旧しています。しかしハウスの浮き上がり被害があつた1棟19a では修繕に時間を有するため栽培を断念しています。あと、農業用倉庫では3件で屋根が完全に吹き飛ば被害がありました。以上です。

議長 続きまして、仁井田地区。浜田大彰委員。

7番 仁井田地域では、影野小学校区の方は8集落ほぼ全域で水路に土砂が流れ込んだということが、各地域でありました。

影野の地域で2反の圃場が2枚、河川の氾濫によって水没してしまって川砂がかなり圃場に残っている状態の圃場が2枚ほど。その圃場は、確認するとその後整備して田植えも終わっていましたが、それ程大きな被害ではなかったのかなという感じです。影野地域で大規模に生姜を作っている方の倉庫が吹き飛んで修繕の予定を立てているそうなのですが、資材の方が中々入って来ないという事で夏以降にならんと直すことが出来ないということで、応急的にポリを被せている状態です。

奥呉地地域の町道に面している山の本が倒れて道路にかかっている部分は切って、通行は出来るようになっていましたけど、倒木があったと。それから、奥呉地地域では河川に面している畦畔が崩れて、かなりそこから下の水路の方に土砂が流れ込んだという被害が出ています。

山株地域でも1か所河川に面している畦畔が流されて柵が浮いているような所が1か所出ています。仁井田地域の方では、六反地の方で同じく水路に土砂が流れ込んで復旧するのにかなり大きな石まで落ちてきていたという被害状況が確認されています。仁井田地域の方は、それほど大きな被害は出ていないという事でした。以上です。

議長 続まして、松葉川地域。下元誠一郎委員。

6 番 松葉川地域の報告をします。四万十川の本流の低地が浸水と川木被害を受けました。山間の方では、土砂が用水路に流れ込んだというような状況です。

米奥校下では、一斗俵で植えたての稲の苗まだ表面が乾いてなかったのでその苗が流されて、3枚の田んぼ2、3反が流されました。一斗俵では用水路に山から土砂が入り込んで地区民が総出でのけたということです。上秋丸地区でも浸水がありました。市生原では、1枚の田んぼに川木が入りました。北ノ川地区でも表土の一部が流されました。米ノ川地区、これは基盤整備をしました一番しもの窪川寄りの方の田んぼが浸水しまして、川木も入りました。七里地区ですが、川の淵の用水路に土砂が入ったという事と。小野川地区では、排水路が土砂で埋まったと。勝賀野川の所の田んぼの一部が浸水し、田んぼに水が上がったと。越行地区でも低い土地の浸水、川木が入り苗も一部流れました。柳瀬でも浸水被害がありました。一番大きかったのは、いつも台風の度に浸かる志和分地区ですが、これは表土が流されまして川木も一番多く入っておりまして。それが大体の田んぼの状況です。生姜に関しましては、植えている所の表土が洗われたというのは見受けられませんが、恐らく浸水したような所がこれから病気が出てくるんじゃないだろうか心配するところもあります。これからの被害がなければいいと思っております。ハウス関係は、それほどの被害は無かったと思います。以上です。

議長 続まして、街分。掛水誠幸委員。

22 番 私の受け持ち地域を中心に話をさせていただきます。倒木関係では今まででは初めてだったのですが、高岡神社五社さんの木が、直径1.5mぐらいあるやつが1本倒れて電線を直撃した関係で電気が止まり、その関係のハウスのビニールが破れたと。ビニールが破れること自体、私は経験がありませんので相当な風が吹いた事と、電気がストップしたことで、ハウスは中から換気扇でビニールハウスをしめつけるのですが、停電によってあおられて破れたという件数が宮内、仕出原で約5戸の農家がハウス経営をしています、その内の3戸が内張りはぐにやぐにやですし、ビニールは全部破られたという状態がありました。

生姜について自分の受け持ち地域、宮内、東川角、西川角ですけど、宮内、仕出原の丸山こうかを全体で言うと3haぐらいが水没して、朝行ったら植えた芋が出ている状態でした。たぶん、全滅かなと思ったのですが生姜を作りゆう人に聞いたら、まだ小さ

いので水の吸い上げもしてないのでひょっとしたら、病気が付かんかも分らんけどと言う事でしたが、この間から天気の間間を見て肥料をやって泥寄せをしていますので、無駄になるのかどうなるのか出来るだけ生き返ったらいいのになと思っています。

四万十川は表土が流れて稲ごと既に植えた田んぼの中の半分が無くなっているとか、あっても表土が取っていかれてますので、稲と一緒に横倒しになって浮きゆうという状態が見られました。水路についても土砂が流れ込んで取り除きに何日か田役で対応したということもありました。肥土が流されていますのでその対応については、建設課に確認したところそれ専用の事業があるそうですが、地元負担が3割ぐらい必要じゃないかなという話でしたし、肥土をどこからか取らないかんがですが、今道の駅の裏で町が公園を作るということで、表土の剥ぎ取りをしています、その内の半分は米奥地域に持って行くことが決まっているようで、残りの半分については未定のようなので、そこが来年四万十川沿いで表土が取られた所に持って行ける可能性はあります。さっきも言いましたように、3割は地元負担ということでひょっとしたら、手直しをようせん農家さんが出てくるんじゃないかと思います。

台風6号の農業被害県下で3億円だそうです、高知新聞に出ていましたので読まれた方がおるかもしれませんが、県農業振興部は22日、台風6号による県内の農業被害確定値22町村で3億600万円となったと発表がありました。農地・農業用施設関係では、津野町や四万十市など9市町村で農道に面する斜面や水路の崩壊が確認され、1億1400万円の被害が出た。農作物関係の施設被害は54.66ha、1億200万円。四万十町ではハウスの骨組み破損が42棟4,300万円、香美市でフィルムの破損が96棟1,341万円出るなどした。作物被害は536.45ha、8,262万円。四万十町の生姜やミョウガ、南国市や香美市のオクラなどの被害が大きかった。畜産関係は4町5か所で807万円。四万十町の牛舎の屋根が破損するなどという被害が出たという高知新聞の報道がありました。以上です。

議長 続きまして、立西地区。小野重明委員。

4番 立西地区では、野地地区で生姜が2反あまり見えなくなるくらい浸かったということで、本人に聞くと保険に加入しているので問題ないわよと。9割保障してくれるき大丈夫よという話でした。しかしながら被害ははっきりせんので、これからどうなるか分らんということでした。秋丸地区の生姜を心配したけど、浸かってなかったです。秋丸地区で4反あまりゴミで覆われていまして、本人の話では今年の作付けは諦めたということを書いておりました。川口地区につきましては、1反くらい代かきをしていない圃場ですが、代かきに入ったら表土が無くなってて代かきが出来なかったということで、なんとか表土がどっかにないかと話をしておりました。天ノ川地区につきましては、サツマイモの圃場が5aくらいでした。

あと、四万十川沿いではたぶん10haくらいは浸水したんじゃないかと思っております、一部では稲の剥がれたような所が見受けられるので、そこは表土が流されたんじゃないろうか思います。それとゴミの所ですが、人力ではちょっと土砂が水路に溜まって無理ということで、町の補助があるという事でユンボをレッカーでその現場に降ろして、23か所ぐらいそんな所があつて22日にようやく流水して仕上がったそうです。

以上です。

22 番

一番大事なこと言い忘れていました。大向の水路、大元が中神ノ川にあるそうなんですが、堰き止める堰が全部流されたという事で水が田んぼに行っていない状態でしたが、現在応急処置で土のうを積んで大きいパイプを入れて水路に繋いで水が流れる状態にはなったようです。台風の後、ほぼ毎日雨ですので特に稲についてはなんとかもっているんじゃないかと思われます。それと大井野水路が3から4日間水が通わない時期があったそうです。以上です。

議長

続きまして、大正地区を代表しまして中原英昭委員。

15 番

大正地区、窪川地区の上流の方から十和地区の下流の方むいて確認出来る範囲で報告させていただきます。まず、弘瀬地区2件田んぼに水が来て今は再耕耘しているそうです。苗植えのやり直しもあったそうです。弘瀬地区のイチゴのハウスですが、1mぐらい水没したそうですが高設なのでゆったり水が流れたようでハウスにも被害はないし、イチゴにも被害はなかったそうです。薬草もあったのですが、水に浸かったけど今のところ大丈夫そうに見えるという感じだそうです。

上宮地区は、田んぼに川木がいっぱい入ってるっていうのが5件ほどありまして、1件スプレー菊のハウスですが、ハウス3棟全部で43a、作業場も浸水しまして17万本定植していたのですが、今植えているやつはダメになったそうです。ハウスの中も川木が大量に入ってハウスがだいぶ傷んでいるそうです。

市ノ又にもハウスがあるんですが、シシトウのハウスですがハウス側の谷が溢れましてハウスの中に水が溢れたみたいで、土を掻き出すのに2日かかりで掻き出したそうです。今は病気の心配もなく上手いこといつているそうです。

打井川地区ですが、水路に砂利が入った所が多くほとんどの水路で確認できたそうです。ホースに砂利が詰まった所も何件かあったそうです。奥打井川地区は、川が増水して水が上がった田んぼが7か所、その内1枚の田んぼで3分の1近く砂が堆積しています。田んぼの丘側の土羽が崩れているところ、川側が少し崩れたところ、山の土砂が流れ込んだところ、農道の山手が崩れたところっていうのがあるそうです。口打井川、川が増水し水が上がった田んぼがあったが、ゴミなどは残っておらず大きな被害はない。国道沿いの田んぼで1枚、植えていた苗と肥土が流されて被害が出たが現在は田植えをやり直しているところがありました。

上岡地区、水没したところが90aありまして、水稻の被害が30a。植え替えているのが25aあるそうです。実質的な被害は無いそうです。

瀬里地区は、芋が植わっていたところが10a水没しています。八足地区ですが、水路にがれきが流れ込んでいまして、水路が使えなくて業者に頼んで三日間かけて復旧したそうです。大正は以上です。

議長

続きまして、十和地区。上野渡委員。

36 番 十和地域はですね、窪川地域や大正地域ほどは大きな被害はなかったと思います。若干冠水した圃場があったようですが、田植え前の圃場であつたりでそこまで大きな被害はなかったということで、あとは圃場に隣接する農道に竹や木など芥が置かれて通行に支障が出たところなどあったようですが、ハウスの損壊や土砂の流入、流出などの特段大きな被害は無かったのではないかと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。今回の台風で役員会でもやったんですがある程度の被害は確認しておりましたけど、これほどまで被害があるというのはその時は思っていませんでしたので、役員会後に報告したらいいんじゃないかとなりましたので、急きょ皆さんに報告していただくようになりました。ありがとうございます。今回、台風自体 975 くらいであり大きな台風じゃないと思ったのに雨が降り、風が吹き、ハウスが破れたりつえたり、倉庫の屋根が飛んだり、土砂が流れ込んだり、溝がいえたりとか田んぼの表土が流れたり、結構大きな被害があったように思います。NOSAI が調べた物をここに持っていますが、百数十件の被害があったと用紙もあります。興津の方はハウスを辞めるという人もおるようです。大変残念なことになったと思っております。台風 7 号 8 号来ておりますが、こんなことにならないように願っております。

議長 台風関係で何かありませんか。6 番下元誠一郎委員。

6 番 結構各地で被害が多く出ていまして、また表土も流れたということで表土はあっても負担金が 3 割いると 3 割いうても金額にすると結構いるんじゃないろうかと思われませんが、これなんとか激甚災害の指定にならんろうか。激甚に指定されたらほんの僅かな負担金でいくようになりますが。これは町としても国に申請せないかんことないろうかと思うけど、そこら辺どのようになっているかちょっとお聞きしたいですが。

事務局 激甚災害の指定にならないかということなんですが、すみませんが自分は基準を把握しておりません、危機管理課が担当になります。指定になれば国から有利な補助をいただけますので、申請はしていると思いますので、今回のケースはならなかったのかなという判断になっています。以上です。

議長 他に何かないでしょうか。その他の件、事務局からお願いします。

事務局 その他 農地利用状況調査等について説明します。

農業委員会では、毎年 7 月から 8 月にかけて、農地法第 30 条の規定に基づき、町内すべての農地に対して「農地利用状況調査」を行うこととされています。遊休農地の発生防止・解消は最適化活動としても重要とされていますので、委員の皆様には毎年ご苦勞おかけしますが、ご協力よろしくをお願いします。

それでは調査方法についてご説明します。

お配りしました、「令和 8 年度農地利用状況調査等にあたって」をご覧ください。まず、調査期間は毎年同じ期間ですが 7 月から 8 月末の間に実施していただきますようお願いします次に、調査の内容についてですが、各委員さんの担当区域、全ての農地につ

いて調査をお願いします。全ての農地が対象になりますが調査のポイントとして3点あります。

1点目、「遊休農地」の調査をお願いします。遊休農地がありましたら、お配りしています「利用状況調査表」に記入してください。農地情報についてはわかる範囲での記入で構いません。地番等を調べていただき、記載例のようにご記入をお願いします。

2点目のポイントは農地法第3条・促進計画の許可のあった農地の利用状況の確認。

3点目のポイントは、違反転用の確認。3点目については、確認できる範囲でお願いします。

休農地の位置づけですが、遊休農地は、1号遊休農地（いわゆるA分類）と非農地判断の農地（いわゆるB分類）に分けられています。1号遊休農地について、実際は緑区分と黄色区分に分けられるんですが、黄色区分については基盤整備事業などの整備が必要なものとしますので四万十町としては一括して緑区分として処理します。状態としては「再生利用が可能な荒廃農地」とされ、判断基準としては「過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、今後も農地の維持管理（草刈等）や農作物の栽培が行われる見込みのない農地。」となります。年1回程度草刈をして管理していると思われる農地は、該当しませんので、農地の状況によりご判断をお願いします。

次に非農地判断（いわゆるB分類）の農地とは、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とされ、「森林化し、農地に復元する為の、物理的な条件整備が困難な農地、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれる農地。」となります。

こう書いていますが、そのさび分けが難しい方もいらっしゃると思いますので、例ですが、写真を付けさせてもらっています。この写真だけでは判断が難しいと思いますが、これを参考にしてもらって、調査表に記入して提出してください。配布資料の中に担当地区のB分類一覧表をお配りしています。その一覧表を見ていただいてその中に入っていない農地を調査表に記入するようお願いいたします。イメージとしては、A・Bだと思われる農地がありましたら、地番が入っているかどうか一覧表を確かめるという感じでご活用いただけたらと思います。

また、これまでの調査でA分類となっている農地については、今回の調査でも必ず状況を確認するようにお願いします。A分類がすでにある委員さんにはA分類の農地一覧を添付しております。付箋で締め切りを書かせていただいておりますので、大変お忙しいとは存じますが、今年も現地がAに該当するのか、Bに該当するのか、解消されているのか、締め切りまでにその用紙を農業委員会まで提出をお願いいたします。

調査の結果、A分類・B分類とも無い場合、B分類のみで去年と変更ないという場合は、調査書の提出は不要ですが、必ず農業委員会までその旨をお伝えください。その他、地番がわからないとかでなにかありましたら事務局の方にお問い合わせください。現在、貸し出していないタブレットが複数ありますので、利用したい方は事務局までお申し出ください。

それから赤字でも書いておりますが、調査表とは別に活動記録簿への記入もお願いします。活動記録簿へは遊休農地の発見・未発見に関わらず、調査した場合、記入をお願いしたいと思います。調査表へは遊休農地を発見した場合のみ記入してください。お手数かけますがよろしくお願いします。

次の利用意向調査についてですが、今回調査の結果、1号遊休農地（A分類）となった農地について、今後の活用意向を所有者の方に確認する取り組みとなります。昨年以前からA分類となっている農地でも、意向は毎年確認しないといけませんのでよろしくお願いします。今年、新規・継続でA分類の農地が出てきた場合については、個別に意向調査についてご説明させていただきますのでよろしくお願いします。委員の皆様にはご苦勞おかけしますが、ご協力よろしくお願いします。以上です。

議長 事務局から説明がありました、このことについて質問等ありませんか。

議長 毎年7月8月に利用状況調査をせないかんですので、今回新たに出てきたA分類B分類を出していただく。A分類については、現地も確認して地主に確認する作業をしていただきたい。B分類は、解消しておったら書いてもらう。一人一人の活動としては、A分類、B分類をしっかり見つけていただく、確認していただく作業になります。

写真の部分ですが、A分類の写真とB分類の写真を見比べていただいてA分類については、下の黄色くなっているその横の茅が生えている、これぐらいなら耕耘をすれば何とかなるかなと思います。B分類は、上の写真は茅が大茅になって株元も大きくなってトラクターが入ってもどうしようもない状況だと思います。下の写真については、木が生えているのは機械でも入れないとほんとにもならんと。トラクターで何となるのはA分類、トラクターが入っても何ともならないのがB分類と。こういう農地を新たに見つけたらそれを報告書に書いて出してもらうように。

議長 8番宮崎恵美子委員。

8番 だいぶ前から耕作放棄地で竹も生えている所をB分類にしていたが、隣の人の家がそのままおいちよったら虫も来てたまらんきって、ユンボで竹をのけたんですがそこをA分類にしても誰も作らないのでそのままB分類でかまわないのか。それとも解消になるのか。

事務局 そこが耕作を始めたら話が変わってくるのですが、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれる農地に正しくあてはまるのでそこはB分類のままで大丈夫です。

議長 委員の皆さん何かありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年度四万十町農業委員会6月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時10分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和8年 月 日

会 長 _____

署名委員 16 番 _____

署名委員 37 番 _____